

いじめ防止対策基本方針

1 学校の基本方針及び組織

(1) 学校いじめ未然防止等基本方針

向原小学校は、条例第10条（※1）に基づき、学校として、いじめの未然防止等の取組についての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止等基本方針」として定める。

この基本方針策定に当たっては、いたばしコミュニティスクール委員会やPTAからの意見を聞き、地域と連携していくことで、学校の運営を円滑に進めていくようにしていく。

また、児童の意見も取り入れるなどして、より実効性の高い基本方針を策定していく。

※1：【条例】第10条 学校（保育所を除く）は、法第13条に基づき、その学校事情に応じ、当該校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 学校いじめ防止等対策委員会

法第二十二条に基づき、向原小学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「向原小学校いじめ防止対策委員会」（以下学校対策委員会）を設置する。

学校対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、該当学年、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席もお願いするなど、学校長が実情に応じてこれを定める。

「学校対策委員会」の役割は次のものとする。

- ・「学校基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため学校評価アンケート等調査を行い、学校におけるいじめの未然防止などへの対策検証を行い、今後の改善策を検討していく。
- ・「学校評価アンケート」やSC等による「教育相談結果」、ふれあい月間の「児童アンケート」などの集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・職員会議などで「学校基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図り、児童を見守り導く実効性のある指導に努める。
- ・学校だよりやホームページなどを通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止などの取組状況や学校評価結果などを保護者、地域に発信する。
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関などと連携して対応する。

(3) 学校いじめ調査委員会

法第二十八条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、前項に示す「学校対策委員会」を母体として、学校運営連絡協議会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に考慮した構成員により「向原小学校いじめ調査委員会」（以下「学校調査委員会」という。）を設置し、調査を行う。

なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係及び特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 学校におけるいじめ対策の措置

向原小学校の教職員は、児童からいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われるときは、速やかに、当該の児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校の複数の教職員によって、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・家庭教育支援センター・児童相談所など）の協力を得つつ、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を行う。また、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。

また、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で、学習（取り出しの学習）を行わせるなど、いじめを受けた児童や周囲の児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

そして、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置やその他の必要な措置を講ずる。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会並びに警察署と連携してこれに当たる。児童に重大事態（在籍する児童の生命、身体、財産に重大な被害）が生じる恐れがあるときは、直ちに教育委員会並びに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

2 いじめ防止などに関する学校の取組

(1) いじめ未然防止のための取組

- いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権意識や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせる。さらに、自分とともに他者の大切さを認めようとする意欲や態度や行動力を育成する。学校としては、一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を養うため、道徳教育・人権教育の充実を図る。

- ・ 異学年で構成する「なかよし班活動」を通し、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 日頃の「いじめをしてはいけない」という雰囲気をつくる働きかけとして、全校朝会における校長講話、各学年・クラスにおける指導、児童会における「あいさつ運動」などを設定する。児童会などの取組は、学びのエリア内で共有化し協働歩調がとれるようにする。
- ・ 朝の会や帰りの会などでよい行いを評価したり、「できた、がんばった」ことを互いに認め合ったりして、学級の良い雰囲気づくりをしていく。人権教育や道徳の授業を中心として、人権感覚を磨く学習活動を積み重ねていくことで、一人ひとりを認め励し自尊感情や自己有用感を高める学年・学級経営を行う。
- ・ 協働学習を推し進めるとともに学習における自己評価力の向上を図り、「いいところ探し」など認め合う場を意図的に設定していく。そのことにより、学び合い認め合う授業による児童相互の温かな人間関係を構築していく。いじめ加害の背景には、授業や人間関係などのストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ・ 学級担任を中心に全教職員が児童と対話することで、児童の抱える悩みや辛さを聞き取ったり、読み解いたりし、一人ひとりの願いを共感的に受け止め、励ましていくようにする。また全ての児童が受け止められている安心感を支えに、ともに成長し合える居心地のよい学校・学年・学級を築く。
- ・ 5月に5、6年生はhyper-QUの調査に取り組む。担任はその結果を考察し、学級経営に生かしていく。また、7月の個人面談ではその結果を保護者と共有し、児童理解を深め、保護者と協力して児童の育成に努める。
- ・ 子供にSNSなどを含むインターネット上の不適切な書き込みなどが人権害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく外部の専門家を招き、児童にインターネット利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作りなどを周知し徹底させる。
- ・ 本校が取組むいじめ未然防止などについて、保護者への理解を促すとともに、関係機関などと定期的に情報交換したり、学校支援地域本部や学校運営連絡会委員を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 朝の健康観察や授業、休み時間、給食の時間などに児童の様子を綿密に観察することにより、いじめの早期発見に努める。
- ・ 週1回のSCによる定期的な教育相談の実施などにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい環境づくりを行う。ふれあい月間（6月、11月、2月）については、事前の全校への講話と全児童へのアンケートを実施し、実態把握に努める。

- ・ 夕方の職員打合せなどの時間を活用し、週 1 回以上の情報共有の場の設定することで、教職員相互の情報交換を行い、指導の一体化を図る。
- ・ 学校対策委員会を毎月開催し、情報を共有化するとともに日頃からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図る。
- ・ 全教職員は、児童や保護者の声を大切にし、いじめなどの訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分に受け止め、支援方法の共通理解を図っていく。
- ・ 担任は、日頃より児童の人間関係、遊びの様子、一人ひとりの悩みを把握し、その改善・解決を図るために、他の教職員、家庭と連携をとる。
- ・ 児童がいじめの悩みなどを投書できる相談箱を設置し、担任以外へも気軽に相談できる学校体制をつくる。
- ・ 保護者の声の収集のため、年間 1 回の地域巡りと 2 回の個人面談を実施する。
- ・ S C による面接を、1 学期に 5 年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

(3) いじめの早期対応のための取組

- ・ いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し早期対応に努める。

①被害児童への対応及び支援

- ・ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思を伝えることが、いじめの早期発見にもつながる。
- ・ 「いじめられる側は悪くない」という共通認識を徹底させ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。S C との連携による安心できる場の確保を図っていく。
- ・ 「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ・ 被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場の設定をし、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図っていく。

②加害児童への措置

- ・ 速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことを明確化し、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。その時、校長を含めた複数の教員で対応していく。
- ・ 事前に被害児童保護者への謝罪内容などの確認を行い、被害児童が納得できる話となるように、謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の継続観察と定期的な S C との面談を加害児童に対して行う。
- ・ いじめが止まない場合、保護者の了解を得て、加害児童を被害児童から遠ざける体制を考え、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制をつくる。

(4) 校内相談体制

- ・ 学校対策委員会を核として、学校全体で基本方針を共有し、指導の一体化を図る。教員の役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるように、指導組織を見直していく。
- ・ 被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底させる。また、加害児童の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭やＳＣなどによるカウンセリングを定期的に行う。
- ・ 「少しでも気になる児童の様子は直ちに報告」する学校体制とシステムをつくる。管理職への確実な報告をこまめに行う体制づくりとＳＣとの情報共有化を図る場を火曜日夕方に設定する。
- ・ 個々のケースについての情報の共有化を図り、その場合の教職員一人ひとりの関わり方や指導法を確認していく。聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的な手立てや教職員の対応法についての協議の場を設ける。また、関係児童への声かけを行い、自尊感情を高めていく。

(5) 校内研修

- ・ 「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの未然防止に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に２回の研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために -いじめ防止教育プログラム-」などを活用する。
- ・ アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広めていく。
- ・ ＳＣを交えたケース会議や情報交換会を定期的を実施し、児童の人間関係を継続的に注視していくことのできる資質を養っていく。
- ・ すべての児童にとって、安心感を支えに共に学び合い、成長し合う学校・学年・学級を築くための実践、および学級経営についての研修を行う。

(6) 保護者及び地域との連携及び啓発

- ・ 学校いじめ未然防止基本方針を学校便り及びホームページなどで公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- ・ 家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所などとの円滑な連携や情報の共有に努める。
- ・ ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

(7) いじめによる重大事態などへの対処

- ・ いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。
 - ① 重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ② 学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
 - ③ 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ・ 恐喝，暴行，傷害などの犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ・ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼を保護者に行うとともに、発信者情報の開示請求などについて必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

(8) その他

- ・ 学校いじめ未然防止等基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ等対策委員会の主導によりPDCAサイクルによって見直しを図り、実効性のある取組となるよう改善していく。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

(9) いじめ防止等に係る年間計画

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	・1年生を迎える会 ・なかよし班編成	・基本方針確認 ・相談室、SC紹介 ・校内研修「児童理解と学級づくり」	・保護者会 ・土曜授業プラン① ・地域巡り ・いたばしコミュニティカール委員会①
5	・セーフティ教室(連れ去り防止) ・運動会 ・なかよし遠足	・学びのエリア研修	・PTA総会 ・学校公開週間
6	・ふれあい月間① ・日光移動教室(6) ・水泳指導開始 ・明るいあいさつ運動	・校長講話 ・教育相談週間 ・教員自己申告	
7	・セーフティ教室(SNSトラブル防止)	・いじめに関する授業週間①	・個人面談 ・ラジオ体操 ・土曜授業プラン②
8	・学校生活における不安やなやみに関するアンケート	・校内研修「いじめチェックリストの活用」	・いたばしコミュニティカール委員会②
9	・明るいあいさつ運動 ・プール納め ・道徳授業公開	・校内研修「いじめ防止教育プログラムの活用」 ・道徳授業地区公開講座 ・「いじめ防止の授業公開」	・保護者会 ・土曜授業プラン③ ・道徳授業地区公開講座
10	・生活科校外学習(1・2) ・子どもまつり ・榛名移動教室(5)	・学びのエリア研修	・学校公開週間②
11	・ふれあい月間② ・きれいきれい大作戦 ・学芸会	・校長講話 ・いじめに関する授業週間② ・教育相談週間	・いたばしコミュニティカール委員会③ ・学校関係者評価
12	・セーフティ教室(SNSトラブル防止) ・人権集会(4)	・校内研修「教員の人権感覚」 ・学校評価	・個人面談 ・土曜授業プラン④
1	・明るいあいさつ運動 ・保育園幼稚園との交流(1) ・中学校体験入学(6)	・校内研修「教員の意識点検」 ・基本方針改善	・いたばしコミュニティカール委員会④ ・土曜授業プラン⑤ ・学級活動の日
2	・ふれあい月間③ ・6年生を送る会 ・お別れ給食 ・保育園幼稚園との交流(1)	・校長講話 ・いじめに関する授業週間③ ・教育相談週間 ・教員自己評価	・保護者会 ・いたばしコミュニティカール委員会⑤ ・学校公開週間③ ・土曜授業プラン⑥
3	・卒業式		
通年	・道徳教育 ・体験活動 ・なかよし班活動 ・あいさつ運動 ・クラブ活動	・協働学習の導入 ・問題解決学習の導入 ・学級経営力の育成 ・学校対策委員会 ・健康観察及び相談 ・SC相談	・学校支援地域本部事業

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。